

世の中にうまい話はない!

未公開株等の勧誘にご用心!

平成23年2月政府広報資料より

主に高齢者を狙って「上場間近」「絶対に儲かる」などという未公開株や社債、ファンド、外国通貨（イラクディナール、スーダンポンドなど）の取引を勧誘する詐欺的商法が拡大しています。

- 不特定多数の人に電話をかけて、このような取引の勧誘をすることは通常考えにくいものです。
- 「あなただけ特別にご案内」などといわれても軽々と信用しないでください。
- 少しでも不審に思うなら、取引を見合わせるなどくれぐれも慎重に対応しましょう。



【こんな勧誘には特に注意!】

《劇場型》
未公開株等の勧誘を受けたあと、別の業者が「高値で買い取る」と電話をかけてくるなど、複数の業者が登場する手口です。

高値で買い取ります
被害を回復します

《被害回復型》
かつて投資トラブルにあった方に、「あの時の被害を回復する」と持ちかけて勧誘する手口です。

《代理購入型》
「理由があって自分には購入できないから、代わりに買ってくれ」などと持ちかけ、謝礼や高値買い取りを約束してだます手口です。

代わりに買ってくれませんか
被害の調査を行っています

《公的機関装い型》
消費者庁や金融庁などの公的機関やこれらと紛らわしい名称で「被害の調査を行っている」などという勧誘する手口です。

1つでも当てはまるなら、ちょっと待って!

- 聞いたことのない証券会社・業者から勧誘を受けた。
- 発行会社の自己募集形式の未公開株や社債である。
- 「元本保証」「必ず儲かる」「今後高騰する」などの説明を受けた。
- 過去に投資トラブルがあり「被害を回復する」といわれた
- 消費者庁、金融庁など行政機関等からの委託などといわれた。
- 勧誘業者やそれとは別の業者を名乗る者から「高値で買い取る」といわれた。

あなたは大丈夫? チェックしてみましよう!



消費生活

みみより情報

No. 10
平成23年3月
発行/市消費生活センター
編集/市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

◆◆ 無料法律相談会のお知らせ ◆◆

消費生活に関する様々な悩み事（悪質商法や多重債務）がある方を対象に、弁護士と鹿児島県消費生活センターの消費生活専門相談員による面談相談が実施されます。相談を希望される方は予約が必要ですので、下記日程を参考に市役所消費生活センターまでご連絡ください。

《巡回相談日程》

- 平成23年3月30日（水曜日） 予約締め切り3月25日（金曜日）
- 相談会場 西之表市役所2階会議室
- 予約先 西之表市消費生活センター（市民生活課広報市民相談室内）
- 電話 22-1111 内線306

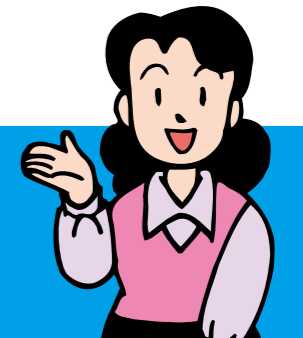
悪質商法や多重債務でお悩みの方は是非この機会をご利用ください。

◆ 債務整理は生活再建の第1歩! 早めにご相談ください ◆



- 借金の問題がさまざまなトラブルの原因になっていることがあります。
- 依存症などのように、医療機関での治療が必要な問題を抱えている場合もあります。
- 借金の整理とあわせて、家族の問題を解決しましょう。
- 債務整理は生活再建の第1歩です!
- 借金問題の解決は、顔の見える信頼できる弁護士や司法書士などに依頼しましょう。
- 借金の整理をしないかなどと勧誘されても、安易に個人情報を知らせたりしないようご注意ください。
- 秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。電話での相談もお受けしています。

西之表市消費生活センター
相談日 月曜日から金曜日
相談時間 午前8時30分~午後5時15分まで
電話 0997-22-1111 内線306



インターネットを めぐるトラブル！

ペニーオークションに注意！ 落札価格より入札手数料のほうが高額？

【事例】「3万5千円の新品のゲーム機がネットオークションで千円程度で買えるので参加したい」と中学生の息子から言われ、深く考えずに夫のクレジットカードの番号を教えた。後日、カード会社から夫宛に12万円を超える請求書が来て驚き、調べてみると、息子が参加したのは、落札できるか否かにかかわらず、入札するたびに手数料がかかる特殊なオークションであることが分かった。息子はこれを理解せずに、勝手に他の同様のサイトにも登録し、入札を繰り返していた。ゲーム機など3点をそれぞれ1,000円程度で購入していたが、落札できなかったオークションも含めて手数料が高額になったらしい。

2010年8月 母親からの相談 当事者：14歳

国民生活センター 子どもサポート情報第36号

ひとことアドバイス

- ペニーオークションは、サイト運営者から破格の安さで商品が出品されますが、落札代金とは別に、入札するたびに手数料(50～75円程度)がかかる仕組みになっています。しかも入札単位が1円ずつ競り上がるなど、少額で固定されているので、小刻みに多数回の入札をすることになり、手数料がかさんでしまいます。
- 参加している最中は、手数料がどの程度膨らんでいるか分かりにくく、入札に没頭すると、予想外な入札手数料がかかる可能性があります。落札できなくても手数料は戻りません。
- 落札の可否を運に委ねており、ギャンブル性が高く、子どもにはぜったいに利用させてはいけません。
- 心配なときは、西之表市消費生活センター等にご相談ください。

インターネットを めぐるトラブル！

気をつけて！出会い系サイトの「サクラ」

鹿児島県消費生活センター資料より抜粋

出会い系サイトのメールのやり取りで巧みに相手を信用させることにより、クレジットカード決済などで次から次にサービスを使わせ、高額な利用料を払わせる、いわゆる「サクラ」が介在すると思われる相談が寄せられています。出会い系サイトのサービスを使わせるための手口又は金銭を請求する口実としては、次のようなものがあります。

- 例1 恋愛感情を巧みに利用しメール交換を続けさせる
- 例2 お金をあげると巧みに信じさせメール交換を続けさせる
- 例3 不幸な身の上話で同情させメール交換を続けさせる
- 例4 有名芸能人だと信じ込ませメールの交換を続けさせる
- 例5 IDの入力ミスのためシステム障害が生じた、として復旧のための費用を請求する

トラブルに遭わないために、「利用料は私が払うから」などという、見知らぬ人のメールを安易に信じないことです。会ったことも、話したこともない人が簡単にお金を渡すはずがないことを肝に銘じましょう。

インターネットを めぐるトラブル！

無料オンラインゲームのトラブル

国民生活センターホームページより抜粋

【事例1】テレビで無料とCMをしているゲームサイトに、無料ならと思い娘のために自分の携帯電話で登録をした。娘は本当のお金が必要だとは思わず、1つ5,000円のアイテムを多数購入して10日ほど遊んだ。後日携帯電話会社から約10万円もの請求書が届いた。

当事者：女兒 7歳

【事例2】小学生の息子に、家族へのメールと電話のみと限定して携帯電話を使用させていた。息子はテレビで無料というCMを見て「無料でゲームが出来る」と思い込み、勝手にサイトにアクセスした。後日、2ヶ月合わせて約9万円という高額なパケット通信費の請求書が届いて驚いた。

当事者：男児 11歳

■広告等では「無料」ばかりが強調されていますが、有料のアイテム等を購入しなければゲームの進行が難しくなっていて、すべてが無料で利用できるわけではありません。また、通信費用は別途かかります。

■小学生低学年等の場合、ゲーム内の通貨と現実のお金の区別がつかないような例もあります。

■子供に利用させるときには、親等保護者が利用規約を確認するとともに、実際使ってみるなどして、管理を適正に行いましょう。

アドバイス1

サイトにアクセスしただけで 利用料金を請求されても言われるままに支払わない。

- サイト等で知り合った人から「無料でオンラインゲームを利用できる」などと教えられても、安易にアクセスしないようにしましょう。
- アクセスしたとたん、画面上に「登録になりました」「入会ありがとうございます」などと表示され、利用料金の請求を受けても、あわてて業者に連絡してはいけません。
- 執拗に請求されても、言われるままに支払わないこと。

アドバイス2

不用意に個人情報を教えない

- ゲームサイトで知り合った人から、住所や電話番号など個人情報を教えてほしい、顔写真を送ってほしいというようなメールが届いても、不用意に個人情報を教えない

アドバイス3

トラブルがあったらすぐに消費生活センターに相談 しましょう

消費生活相談員からひとこと

鹿児島県消費生活センターによると、平成22年度は昨年度同時期に比較すると「アダルト情報サイト」や「出会い系サイト」に関する相談が大幅に増加しているそうです。

ケイタイ電話やインターネットは誰でも利用できる便利なツールですが、悪質なトラブルに巻き込まれる危険性も高いといえます。困ったときは一人で悩まず早めに相談しましょう。